

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月5日

【会社名】 バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト
(Bayer Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 社長
(Chairman of the Board of Management)
ヴェルナー・バウマン
(Werner Baumann)

【本店の所在の場所】 ドイツ、レバクーゼン51373
カイザー・ヴィルヘルム・アレー1
(Kaiser-Wilhelm-Allee 1, 51373 Leverkusen, Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 別段の記載がある場合を除いて、本書中の「ユーロ」は、通貨単位であるユーロを指す。本書において便宜上記載されているユーロの日本円への換算は、1ユーロ = 121.67円(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2016年12月1日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値)の換算率で行われている。これらの換算値は、当該換算率又はその他の換算率を使用した日本円の金額、又は日本円へ換算されたかもしくは換算され得る金額を表示するものではない。

1 【提出理由】

バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト(以下、「当社」という。)の子会社であるバイエル・キャピタル・コーポレーションB.V.(以下、「本子会社」という。)は、2016年11月22日に当社普通株式を取得する権利を付された強制転換権付社債(以下、「本転換社債」という。)を発行したことから、当社の普通株式に関する新株予約権(以下「本新株予約権証券」という。)の発行につき、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

1 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券

(注) 本子会社が2016年11月22日に発行した本転換社債の転換権を行使することにより当社の普通株式を取得することのできる権利

2 新株予約権証券に関する事項

(1) 発行数

40,000

(2) 発行価格

本新株予約権の発行価格はない。本新株予約権の価値は本転換社債の発行価格に含まれている。本転換社債の発行価格は、額面金額の100%(各本転換社債の額面金額は100,000ユーロ(12,167,000円))である。

(3) 発行価額の総額

本新株予約権の発行価額はない。本新株予約権の価値は本転換社債の発行価額に含まれている。本転換社債の発行価額の総額は、4十億ユーロ(487十億円)である。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(a) 種類及び内容

当社普通株式

(b) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社が保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本転換社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。転換価額は、転換事由により最大転換価額108.00ユーロ(13,140円)又は最小転換価額90ユーロ(10,950円)の範囲内で本転換

社債の要項の定めに従って決定され、適用される。本転換社債の保有者が本新株予約権を行使し、かつ、支配の変更事由が生じていない場合、最大転換価額108.00ユーロ（13,140円）が適用される。なお、転換価額（最大転換価額及び最小転換価額を含む。）は、一般的な希薄化防止条項により調整される。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して、現金の払込又は出資はない。但し、当社の株式の発行に対して（自己株式が交付されない限り）、当該新株予約権に係る本転換社債の額面金額と同額の金銭債権が出資されるものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本転換社債の額面金額100,000ユーロ（12,167,000円）と同額とする。

(6) 新株予約権の行使期間

2017年1月2日に開始し、本転換社債の満期日（2019年11月22日）の40日前の日（当該日が営業日ではない場合には、直前営業日）に終了する。但し、当社の支配の変更や公開買付等の事由により本新株予約権を行使する場合には、本転換社債の発行要項の定めによる。

(7) 新株予約権の行使の条件

本転換社債の保有者は、本転換社債の額面金額の100,000ユーロ（12,167,000円）又はその倍数単位で、本転換社債を転換し本新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
1株当たり2.56ユーロ（311円）

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、本転換社債とともに譲渡する場合に限り譲渡することができる。

3 発行方法

本転換社債は、銀行団により、米国証券法レギュレーションSに依拠して米国外の機関投資家及び米国人以外の者のみを対象にした国際私募、並びに、米国証券法ルール144Aに依拠して米国人及び米国内の適格機関投資家向けに募集された。

4 引受人の氏名又は名称

本募集に関連して、バンクオブアメリカ・メリルリンチ、クレディ・スイス、ゴールドマン・サックス及びJPモルガンはジョイント・グローバル・コーディネーター及びジョイント・ブックランナーを務め、シティ・グループ及びHSBCは副ブックランナーを務めた。

5 募集を行う地域

米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）（上記3を参照のこと。）

6 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 新株予約権証券の新規発行による手取金の総額

該当なし。なお、本転換社債の発行による本子会社の手取金は3,956百万ユーロ(481,327百万円)である。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出時期

該当なし。なお、本転換社債の発行は、従前に公表されたモンサントの買収計画に関連した約19十億ドルの株主資本政策の最初の構成要素である。本募集による手取金の用途は、バイエルにより締結されたシンジケート・ターム・ローン契約の未実行コミットメントの一部の早期置換に充てられる予定である。

7 新規発行年月日

2016年11月22日(ドイツ時間)

8 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし。なお、当社は、本転換社債をウィーン証券取引所第三市場に上場した。

9 資本金の額及び発行済株式総数

(1) 資本金の額

2,116,986,388.48ユーロ(257,573,733,886円)

(2) 発行済株式総数

826,947,808株

以上